

1 市民や関係団体との協働

スポーツの力で「さっぽろ」の未来をつくり、「スポーツ元気都市さっぽろ」の実現を目指していくためには、行政のみならず、市民やスポーツ関係団体、そして企業や大学など、様々な主体との連携が欠かせません。

これらの関係する様々な主体と、本計画における取組を協働して進めていくことで、着実にスポーツの振興を推進していきます。

■行政(札幌市)

札幌市は、市民やスポーツボランティア^{※9}、スポーツ推進委員^{※15}等の地域の人材・団体と積極的につながり、その力をいかすとともに、スポーツ関係団体やトップスポーツチーム、大学や企業と連携、協力しながら、競技の普及振興や地域・経済の活性化を進めていきます。

また、地域や学校等とスポーツ関係団体の間で相互に協力が必要な場合や、スポーツ関係団体だけでは解決できない課題解決のために、横断的にコーディネート機能を担います。

■市民

個人のスポーツへの関わり方は多種多様です。

日常の健康づくりから競技スポーツとしての活動まで、様々なレベルでスポーツを「する」ことや、感動や共感を求めてスポーツを「みる」こと、国際大会や地域スポーツイベントの運営支援等のスポーツボランティア^{※9}の活動を通じてスポーツを「ささえる」ことなど、様々な形でスポーツと関わることができます。

市民には、それぞれの興味・関心に応じて主体的にスポーツに関わり、札幌のスポーツを支えていく原動力としての役割が期待されます。

■体育振興会^{※16}及びスポーツ推進委員^{※15}

体育振興会^{※16}等の地域スポーツクラブ^{※22}やスポーツ推進委員^{※15}は、地域におけるスポーツ活動を活性化させていくための重要な担い手として位置づけられます。

体育振興会^{※16}やスポーツ推進委員^{※15}は、札幌市が実施する様々なスポーツ大会やイベントへの協力のみならず、身近な地域において、相互に連携を図りながら、自主的にスポーツイベントの企画・運営を行い、誰もがスポーツに親しめる機会を増やすなど、地域への積極的な働きかけを行うことによって、地域コミュニティの絆を強めていく役割があります。

※9 【スポーツボランティア】…スポーツイベントや大会の運営のほかにも、スポーツサークルやクラブチームの運営、指導者や審判、地域のスポーツ活動等のボランティアとして携わることを指す

※15 【スポーツ推進委員】…スポーツ基本法第32条に基づき、市町村教育委員会が委嘱する非常勤の職員(任期2年)。各地域のスポーツ関係団体と連携を図り、全市及び各区スポーツ事業等の企画・運営及び指導を行うなど、地域スポーツの振興に取組んでいる

■札幌市体育協会及び競技団体

札幌市体育協会及び競技団体は、スポーツの普及振興や競技力向上、そしてスポーツ大会の誘致・開催のために重要な役割を担っています。

スポーツ少年団やクラブチーム等の活動は、幼少期から社会人に至るまでの市民のスポーツ活動の重要な機会となることから、活動場所や内容等について情報発信を進めながら、より市民が参加しやすい環境を整えていくことはもとより、今後は、学校や地域との連携に加え、スポーツ施設を活用し、「競技力向上・指導者育成」や「ジュニアの育成・強化」などを担える人材を、より戦略的に育成していく役割も期待されます。

また、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を見据えた今後のスポーツ振興を図る観点から、さっぽろ健康スポーツ財団との役割分担や、運営体制等について検討を行なっていくことが必要です。

■さっぽろ健康スポーツ財団

さっぽろ健康スポーツ財団は、札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援を図るために、スポーツ施設などの管理運営のほか、市民に対して、講習会、教室及びスポーツイベントの開催など様々な事業を行うことで、札幌のみならず北海道におけるスポーツ振興と健康増進のための重要な役割を担っています。

今後は、これまでに蓄積されたノウハウや豊富な人材を最大限に活用していくとともに、その活動の場となるスポーツ施設を、これまでの維持管理に主眼を置いた運営から、より戦略的に活用する運営へと、将来を見据えて転換していくなど、引き続き札幌市のスポーツ施策の一翼を担う団体として、連携協力体制を強化していくことが必要です。

また、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を見据えた今後のスポーツ振興を図る観点から、札幌市体育協会との役割分担や、運営体制等について検討を行なっていくことが必要です。

■札幌市障がい者スポーツ協会

札幌市障がい者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、障がいのある方の社会参加を促進するなど、障がい者の福祉増進のための役割を担っています。

障がいのある方も共にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、競技団体とも連携しながら、障がい者スポーツの選手育成や指導者養成、そして大会の運営等を通じた競技力向上に向けた取組を進めていくことが求められます。

また、障がい者スポーツに関する情報の提供を通じて、市民の障がい者スポーツに対する理解を促進していく役割も担っています。

※16 【体育振興会】…地域のスポーツ振興を図ることを目的として、学校を拠点として自主管理運営する、地域住民による組織

※22 【地域スポーツクラブ】…住民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体

■さっぽろグローバルスポーツコミッション

さっぽろグローバルスポーツコミッションは、札幌市のみならず北海道の豊富なスポーツ資源を最大限活用することにより、国際大会や事前合宿、スポーツ関連会議等スポーツイベントの誘致・開催支援活動を推進することを目的に平成28年(2016年)3月に設立された団体です。

今後札幌市がウインタースポーツをはじめとするスポーツツーリズム^{※8}を強く推進していく上でも、さっぽろグローバルスポーツコミッションにはその中心的な役割を担っていくことが期待されます。

■トップスポーツチーム

札幌市を本拠地として活躍するトップスポーツチームは、市民をはじめとする人々に、スポーツを「みる」機会を提供し、感動や共感を呼び起こします。それは、「する」スポーツ、「ささえる」スポーツを育て、人を動かす非常に大きなパワーを秘めています。

また、現在行っている種目に限定せず、スポーツを通じたまちづくりという目標を持ち、それぞれのチームが積極的に地域貢献活動等を行っています。

こうしたトップスポーツチームは、札幌市と連携し、チームのもつ知名度と競技力、指導力といったノウハウやネットワーク、選手の技能を活用しながら、地域のスポーツ振興と、それに伴う集客力の向上を図り、スポーツツーリズム^{※8}やシティプロモート^{※7}といった経済への波及効果を生み出していくことが期待されます。

■企業

スポーツを通じた観光の振興や産業の育成には、企業との連携が不可欠です。

企業は、イベント等においてスポーツを積極的に活用したり、札幌らしい新たなスポーツ関連商品の開発や、サービスの提供を行ったりすることで、経済の活性化を担います。

また、従業員がスポーツ活動を積極的に行うことができるような職場環境の工夫や整備を進めるとともに、保有するスポーツ施設を積極的に地域へ開放するなどして、地域に根差した企業活動を行っていくことが期待されます。

■大学

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動等の側面があり、全ての学生がスポーツの価値を理解することは、スポーツを通じた社会発展につながるものといえます。

また、大学のスポーツ資源(学生、指導者、研究者、施設等)の活用は、市民のスポーツ振興や地域の活性化に資するとともに、大学そのものの発展にもつながることから、今後はより一層積極的な連携が必要です。

その他、スポーツを推進するに当たっては、市の施設を運営する株式会社札幌ドームや株式会社札幌振興公社などといった指定管理者^{※19}や、スポーツ施設を運営する民間事業者などとも、お互いの特性をいかに相互に協力しながら進めていくことが必要です。

※7 【シティプロモート】…まちの魅力を再発見し、創造することで新しい都市の輝きをつくり出すとともに、市民が誇りをもってその魅力を内外に発信することで、世界の人々と多様な関係をつくり出すための一連の活動

※8 【スポーツツーリズム】…スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も含まれた、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すものである



※19 **【指定管理者】**…公の施設の設置目的を効果的に達成するため、法令等に基づき、その施設の管理運営を行うよう、地方公共団体によって指定された、法人その他の団体

2 将来を見据えた施設の在り方や配置の検討

札幌市はこれまで、1区1体育館1公的温水プールを基本方針としてスポーツ施設の整備を行うと同時に、全国規模の大会や国際大会の誘致や継続的な開催に向けて、各スポーツ施設の整備や維持管理に努めてきました。また、学校体育施設の有効活用として、学校開放事業の実施・拡大を進めてきました。

特に、オリンピック関連施設については、札幌の貴重な財産であると同時に、ウィンタースポーツの振興にとっても、重要な役割を果たしています。

一方、昭和47年(1972年)の冬季オリンピック開催前後に建てられたスポーツ施設は、建設から40年以上が経過しており、今後は、老朽化に伴う修繕等に要する経費が急増していくとともに、更新時期が一斉に到来することから、財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。

今後の人口減少、本格的な超高齢社会^{※12}の到来や、多様化するニーズに対応しながら、将来にわたって市民がスポーツに親しめる環境を維持していくためには、今後見込まれる市税収入等の減少や、社会保障関係費用の増加も考慮しながら、中長期的な視点をもって、計画的な施設の更新や長寿命化の実施等を行っていく必要があります。

このようなことから、これまでの画一的な基準による施設整備ではなく、今後は、時代の変化に適応しながら、地域ニーズを考慮したバランスの良いスポーツ施設の在り方を検討していく必要があります。

国においては、公共施設等の老朽化対策等を推進するため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、平成29年3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」でも、既存施設の有効活用やストックの適正化、安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指すことが示されています。

札幌市においても、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や、これに基づく「札幌市市有建築物の配置基本方針」で示された「施設維持から機能重視へ」という考え方、そして、冬季オリンピック・パラリンピック招致に向けた計画とも整合を図りながら、将来を見据えたスポーツ施設の在り方や配置、民間施設や他の公共施設の活用などについて、スポーツ施設の配置・活用計画を策定します。

なお、計画策定に当たっては、アンケートの実施やワークショップの開催により市民やスポーツ関係団体の意見も取り入れるとともに、札幌市スポーツ推進審議会のほか、スポーツ施設に関する有識者によって構成される検討委員会の意見を十分に踏まえることとします。

※12 【超高齢社会】…総人口に占める65歳以上の人口割合が21%を超える社会のこと。なお、7%以上14%未満を「高齢化社会」14%以上21%未満を「高齢社会」と呼ぶ

3 計画の進行管理

目標や方針に掲げた項目を着実に押し進めていくために、施策や事業の実施に当たっては、具体的な目標を立て、達成までの進捗状況を適切に管理していくことが必要です。

また、スポーツを取り巻く社会の変化に柔軟に対応し、その時々ニーズに応じていく必要があることから、今回、計画の見直しを行いました。

引き続き、札幌市自治基本条例を踏まえ、市民との協働により、計画を推進していきます。

計画の進捗状況は、毎年度、札幌市スポーツ推進審議会で報告を行うとともに、日頃から札幌市の取組や課題を積極的に発信していきます。

また、今回の計画の見直しを機に、この計画や札幌市のスポーツ施策をより市民に分かりやすい形で浸透を促す方法についても検討していきます。

